

## 第29回 名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店募集要項

### 1. 出店期間

平成30年7月15日（日）10時00分～16時00分

### 2. 出店場所

第29回名水の里きょうごくしゃっこいまつり会場（京極町ふきだし公園）

### 3. 募集店数及び出店料

- ・募集店舗数 6店舗（1出店者につき1店舗）
  - ・出店料 1店舗（テント1張）15,000円
- ※応募多数の場合、抽選または協議のうえ区画割りをさせていただきます。
- ※出店料には以下の項目が含まれています。
- ①場所の提供 ②電気の使用 ③テーブル及びイス（いずれも8つ以内）

### 4. 応募条件

別紙「名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店要項」に定める条件を満たしていること。

### 5. 募集期間及び応募方法

平成30年6月11日（月）午前9時から6月19日（火）午後5時までに、別紙「出店申込書」「出店従事者名簿」に必要事項を記入し、必要な確認書類（申込者の身分証明書〈免許証もしくは住民票〉の写し）を添え、実行委員会出店部会事務局（京極町商工会）まで持参してください。

### 6. 出店者の資格審査照会

別紙「名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店要項」に基づき、実行委員会により審査（場合によっては倶知安警察署による名簿審査）を行います。

### 7. 出店者説明会

日程については、出店申込後に別途ご連絡します。応募多数の場合は、抽選または協議のうえ区画割りをさせていただきます。

### 8. 問合せ先

京極町字京極314番地（京極町商工会内）  
名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店部会事務局  
TEL：0136-42-2038

# 名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店要項

## 1. 出店資格及び出店従事資格

(1) 出店を申込みできる者は次の条件を全て満たす者とする。

- ① 京極町に住所を有する個人もしくは法人であること
- ② 「京極町暴力団排除条例」に規定する暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。(申込者が事業所の場合は、その代表者及び責任者)
- ③ この要項及び実行委員会の指示に従うことを約束できること。(申込者が事業所の場合は、その代表者及び責任者)

(2) 出店に従事できる者は次の条件を全て満たす者とする。

- ① 従事者名簿に記載がある者
- ② 「京極町暴力団排除条例」に規定する暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。
- ③ この要項及び実行委員会の指示に従うことを約束できること。

## 2. 出店申込み及び出店資格の審査

出店資格を満たす出店希望者は、別途定める出店募集要項に従って申込みを行うこと。申込のあった出店希望者については実行委員会により審査(場合によっては倶知安警察署による名簿審査を行います)を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに

出店資格を停止することとする。

## 3. 出店条件等

出店するための条件は以下のとおりとする。これらに従わない場合、出店資格を停止し、準備期間中も含め当日の営業中であっても直ちに撤去させる。このことで出店者に損害が生じて

も実行委員会としては一切責任を負わない。

- ・店舗内では飲食の販売や物産販売を行うこと。
- ・出店者説明会(日程については別途連絡)に出席すること。
- ・実行委員会で指定した出店区画以外での営業行為を行わないこと。
- ・「又貸し」「切り売り」等により、出店区画に申込者以外の者が出店しないこと。
- ・出店料は、実行委員会が指定した期日までに確実に納入すること。
- ・火器を扱う店舗は必ず店内に消火器(未使用かつ使用期限内)を配置すること
- ・自店及び店の周りの清掃はもちろん、ゴミについては確実に持ち帰ること。
- ・車両の通行や搬入については、実行委員会の指示に従うこと。
- ・出品する品目及びその価格について、出店者間での意義は認めない。
- ・各店舗における商品等の盗難、破損、及び出店資格の停止、悪天候等による出店中止等による損害賠償等について実行委員会は一切の責任を負わない。

## 名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店注意事項

### 1. 出店申込者及び従事者について

実行委員会では名義貸しを排除するため、出店申込者本人（責任者）及び従事者が店内にいるか確認しますので、責任者は常時店内にいますようにしてください。

### 2. 出店場所について

店舗の設営位置は、実行委員会で区画割りをしておきます。出店の際には決められた位置を必ず守り、実行委員会の指示に従ってください。

### 3. 車輦による搬入について

1店舗につき1枚「通行許可証」を渡します。駐車スペースは用意しません。店舗への物品の搬入の際は混雑が予想されますので、通行や停車際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、くれぐれも事故が起きないように配慮してください。また、実行委員会及び警備員の指示には必ず従ってください。

### 4. 清掃及びごみの処理について

ゴミは全てお持ち帰りいただきます。ゴミを持ち帰らずに不法投棄した場合は、翌年度以降の出店をお断りさせていただく場合がありますのでご注意ください。

### 5. 火災等の防止措置について

- ・ガソリンなどの危険物を取り扱う場所においては、みだりに火器を使用しないでください。
- ・常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空き箱その他不要な物を置かないようにしてください。
- ・危険物を取り扱う場合においては、危険物が漏れ、溢れ、または飛散しないよう必要な措置を講じるようにしてください。
- ・ガソリンはポリタンクではなくホームセンターなどで販売されている金の携行缶（消防法令に適合した認定品）で保管してください。
- ・ガソリンの入った携行缶は直射日光が当たらないよう涼しい場所で保管してください。

### 6. 食中毒の防止及び衛生保持について

食中毒などの事故が発生しないよう保健所の指示を守り、くれぐれも事故が起きないように飲食の取り扱いには十分注意を払ってください。

### 7. 保健所の営業許可について

食品衛生法に基づく営業申請等は、実行委員会で一括して行います。必要書類については、出店が決定した後にご案内します。